

# 既存の計画を離島振興計画と位置 付けることを可能とすること等

16

令和5年6月27日

広島県

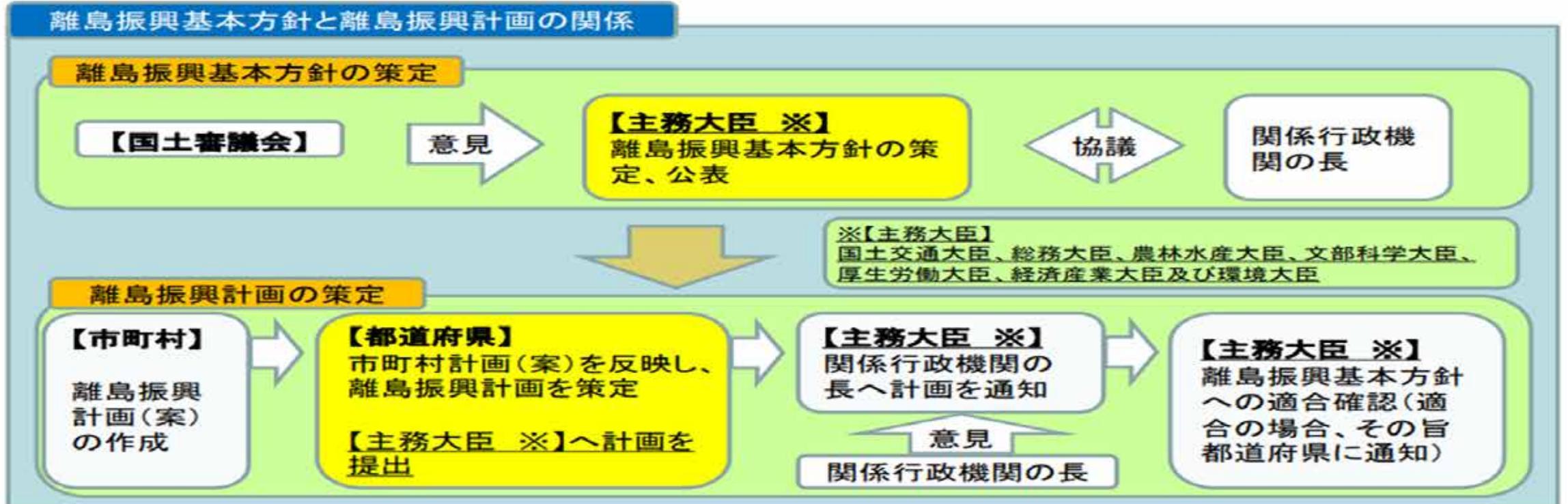
# 離島振興計画策定の根拠等

## 1 根拠法令

### 離島振興法(昭和28年法律第72号) 第4条

第四条 第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域の指定があつた場合においては、関係都道府県は、離島振興基本方針に基づき、当該地域について離島振興計画を定めるよう努めるものとする。

## 2 離島振興計画の位置づけ



# 離島振興計画の記載事項等

離島振興計画の記載事項は次のとおり（離島振興法第4条第2項、第3項及び第4項）

離島の振興の基本方針に関する事項

離島の振興に関する目標

計画期間

分野別の基本的事項

離島振興計画の達成状況の評価に関する事項

その他、離島振興対策実施地域の振興に関し必要な事項

産業振興促進事項

- ・ 産業の振興を促進する区域
- ・ 振興すべき業種
- ・ 業種の振興を促進するために行う事業の内容に関する事項

自治体によっては、指定地域別(群島別)離島振興計画部分を追記

- ・ 本土と離島及び離島と離島並びに離島内の交通通信を確保するための航路、航空路、港湾、空港、道路等の交通施設及び通信施設の整備、人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化その他の必要な措置に関する事項
- ・ 農林水産業、商工業、情報通信産業等の産業の振興及び資源開発を促進するための漁港、林道、農地、電力施設等の整備その他の必要な措置に関する事項
- ・ 雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進に関する事項
- ・ 生活環境の整備に関する事項
- ・ 医療の確保等に関する事項
- ・ 介護サービス等の確保等に関する事項
- ・ 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する事項
- ・ 教育及び文化の振興に関する事項
- ・ 観光の開発に関する事項
- ・ 国内及び国外の地域との交流の促進に関する事項
- ・ 自然環境の保全及び再生に関する事項
- ・ 再生可能エネルギーの利用その他のエネルギー対策に関する事項
- ・ 水害、風害、地震災害その他の災害を防除するために必要な国土保全施設等の整備その他の防災対策に関する事項
- ・ 離島の振興に寄与する人材の確保及び育成に関する事項

# 支障事例

## 現状・支障事例等

「離島振興法」や「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」等、いわゆる「条件不利地域関係法」による指定地域を複数抱える地方自治体においては、国からの財政支援等を受ける目的等により、それぞれの条件不利地域関係法に基づく振興計画を個別に策定しているのが現状。

一方で、そのような地方自治体では、条件不利地域指定の重複も少なくないため、人口減少や高齢化・少子化、地域産業の衰退等、条件不利地域の共通的な課題を多く抱えており、それらを総合的かつ効果的に解決していくための施策展開が求められている。

そのため、そのような地方自治体では、共通的な課題解決を総合的かつ効果的に図っていくよう、地方自らの視点により、条例を制定し、それら条件不利地域を包括する振興計画を策定し、関係施策を展開している。  
(広島県の例： 過疎地域、振興山村地域、半島地域及び離島地域を中山間地域と条例で位置づけ、広島県中山間地域振興計画を策定。)

ただし、それらの条例に基づく振興計画は、国からの財政支援等の関係性を持たないため、地方自治体では、条例に基づく振興計画を基軸としながら、それぞれの条件不利地域関係法に基づく個別振興計画を、庁内外の関係者と協議調整して策定し、施策実施に必要な財政措置等を受けている反面、それぞれの振興計画の内容は、条例に基づく振興計画からの引用等、全体として内容等が重複・類似したものとならざるを得ない。

# 提案内容

## 提案1 既存の振興計画のみなし適用

個別の条件不利地域関係法に基づく振興計画(離島振興計画など)を策定するにあたり、当該策定すべき振興計画の対象地域を包括する別の既存振興計画がある場合は、次の条件を充足することを前提に、同既存振興計画をもって計画策定としてはどうか。

既存振興計画について、新たに策定すべき振興計画の目的・内容等に同一性のあるものであること(大幅な改定を伴うものを除く。)

既存振興計画の策定が条例で位置付けてあること

当該既存振興計画の計画期間が、新たなに策定する計画の期間の始期を含むとともに、終期においても、既存振興計画の継続性が維持される見込みがあること

## 提案2 新たに追加すべき事項部分等に特化した別冊対応の許容

提案1に合わせ、新たに追加すべき事項がある場合、既存振興計画本体を改定しなくとも、当該追加すべき事項部分のみを計画の別冊としてとりまとめることで、計画策定として許容してみてもどうか。

# 見直しによる効果

## 見直し効果1 計画策定に係る作業時間等の短縮

計画策定する作業部分について、法改正に伴う新たな事項など、真に必要な部分に限定されることで、作業時間や事務量の大幅な短縮化が図られる。

## 見直し効果2 条件不利地域に対する関係する振興施策の一貫性と総合性の確保

同一内容にも関わらず異なる制定根拠の複数の振興計画がなくなることにより、地方自治体として、関係する条件不利地域への対応・振興施策等について、一貫性があり、かつ総合的な対応を行うことが期待できるとともに、地域住民への関係する振興施策等の説明等についても明確化が図られるものとなる。